

③ お金と税金のコラム

「生前贈与ってどうなの？」

日頃から相続税対策にかかわっていると、生前贈与は必ずと言っていいほど出てくる対策ですね。ご存じのとおり、贈与は年間110万円まで非課税で財産を渡すことができます。1月から12月までの暦年単位で110万円の枠がありますので、これを「暦年贈与」といいます。

贈与をすれば、もちろん財産が減りますので、その分将来の相続税も減ることになります。110万円以内なら無税で、子や孫に財産を移すことができるわけですから、最も簡単な相続税対策と言えますね。これを複数人の子や孫に、さらに毎年やっていくと、かなりの節税対策になる可能性があります。ただし、贈与した人が贈与してから3年以内に亡くなってしまうと、相続人は贈与を受けた財産を相続財産に加算しなければなりません。これを「生前贈与加算」といい、せっかく贈与したのに相続税がかかってくるようになります。

この3年というのが、令和6年の相続から毎年1年ずつ延びて、最終的には7年になります。長生きする自信がなければ、贈与した意味がなかった...ということにもなりかねませんね。

さて、ここからが本題です。本当に生前贈与するのがいいのか、ということです。昨今の相続税対策ブームで、お子さんにせつつかれて「相続税対策をしなければ！」と、生前贈与を検討する方が増えているように思います。ただ、今ある財産は、配偶者と共に築き上げてきた自分たちの財産です。まずは、自分たちがそれをいかに使うか、人生を楽しむかが第一です。その上で、生前贈与もいいですが、喜ばれるのはその時だけ。「お金がなくなれば面倒見るよ」と言われていても、その時になったら「子育て真っ最中でとても無理！」とか、決して当てにはなりません。

自分たちの面倒は自分たちがみる、子どもは当てにしない。そのためには、しっかり現金預金を持っておく、ということが老後になったら大事だと思いますね。お金をたくさん持っていれば子どもや孫は寄ってきてくれます。お金のなくなった老人には誰も寄ってこない、というのが、寂しいようですが現実ではないでしょうか？

だから、安易な生前贈与はしない方がいいと思いますね。仕事のとときと言っていることが違うかも知れませんが(笑)。

東京メトロポリタン税理士法人
グループ代表/税理士 北岡修一
03-3345-8991 <https://www.tm-tax.com/>

社員のフログ

～入社して1年が経ちました～

はじめまして。2023年9月に入社した今村友彦と申します。入社してからあっという間に一年が経ちました。

毎日仕事を覚えることに精一杯でしたが、日々充実感とやりがいを感じています。今は賃貸営業に携わっておりますが、お部屋のご提案をする営業だけでなく、多方面に細やかな配慮が必要であると学びました。

一つのお部屋には、大家様をはじめ数多くの方々が関わっています。様々なニーズと向き合うことが求められ、一人のお客様を受け持つことには責任があるかを実感しました。

時には私の知識不足、配慮不足で多方面へご迷惑をおかけしてしまったこともございましたが、先輩の声掛けや支えにより、一つ一つ反省して成長することができました。なんとか乗り越えることができたのは、周りの方々の支えあってのことだと思います。今後は視野を広く持ち、相手方の気持ちに寄り添い、柔軟に対応できるようになりたいです。

私にとって世田谷区は、学生時代を過ごしてきた思い出のある地域です。落ち着いた住宅街が広がり、商店街には程よく質の良いものが集まり、行き交う人がとても温かい。そんな環境に魅力を感じています。大学卒業後は世田谷区を離れていましたが、そのことで、改めて地域の良さに気づきました。

ご来店されたお客様には、地域の良さを感じて頂けるように、より丁寧な接客を心がけます。

二年目はより一層ご縁を大切に、頑張ります！

アパマンショップ東松原店
今村 友彦

不動産にまつわる ご相談 (無料) !!

懇切丁寧にわかりやすく実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0521 メール info2@0007.co.jp

地域生活情報誌
Vol. 186
2024



だ
い
たら
ぼ
ち



創業70周年

～私達の喜びはお客様の笑顔です～



信和不動産株式会社

お部屋探しは 弊社のホームページで！▼

<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中▼

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



東松原本店 (井の頭線 東松原駅前)
世田谷区松原 5-2-3 信和ビル1階

TEL (03) 3323-0521 / TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店 (小田急線 梅ヶ丘駅前)

世田谷区梅丘 1-24-2 佐野ビル1階 / TEL (03) 3425-6145

<信和不動産グループ>

アパマンショップ東松原店

株式会社レントネット信和

(井の頭線 東松原駅前)

世田谷区松原 5-57-7 第1片野ビル2階 / TEL (03) 3321-2123



～毎週火曜日・水曜日定休～

円満相続シリーズ

相続と少子化を考える



私が相続の仕事に就いたのは平成6年です。この時代は遺産分割協議で揉めてしまう相続が少なくありませんでした。が、ここ近年は分割協議で揉めることは減ってきています。

旧家や資産家は別にして、一般的には相続は法律通り（法定相続分）との考えが定着しつつあること、加え相続人の数が少なくなってきたことに原因があるような気がします。

以下は最近扱った相続案件10件の相続人の数の内訳です。

①相続人が1人…4件、②相続人が2人…3件、③相続人が3人…2件、④相続人が15人…1件。

☆相続人が1人⇒10件のなか40%も占めています。そのほとんどは一人っ子です。親より先に他の兄弟姉妹が亡くなり、代襲者がいなければ、子は1人なんてこともあります。相続人がお一人様なら分割協議は不要です。余計な神経と気は使わなくて済みます。

税理士と司法書士をコーディネートし、相続税の申告、不動産の相続登記、銀行等の預貯金の解約など、ひとつずつ手続きを進めていけばいい話です。こんな楽な相続案件はありません。

☆相続人が2人⇒相続人の意見は2通りしかありません。同じ意見なら問題はありません。もし意見や考えが違ったら、どちらかに少し譲ってもらうことができるかがポイントになります。

☆相続人が3人⇒配偶者（母親）がいるか、いないかで状況は変わってきます。母親は大きな説得力があります。子ども達も従わざるを得ないでしょう。配偶者がすでに他界し、子が3人の場合でも、多数決ができる数なので何とかまとまります。

子が親より先に亡くなっていたら代襲者がいます。良好な関係を保っているオイやメイならば伯父さんや伯母さんには逆らいません。それなりの代償金で納得してくれます。が、代襲者が疎遠の場合、なかには「自分の権利は当然だ」と、1円たりとも譲らず真っ向から権利を主張してくる強者もいます。

☆相続人15人⇒第3相続順位のレアーケースです。本来もらえない「棚ボタ財産」です。故人を世話した人や面倒をみた人がいなければ均分が公平です。何人いようが法定相続分でほぼ決まります。

少子化の話になります。団塊の世代が「後期高齢者」となる時代に入りました。理想の人口構成はピラミッド型です。下にいる現役で元気印の多くの人達が、上の三角部分にいる高齢者を支える。

ところが今の日本は少子化です。このままでは将来は逆ピラミッドになってしまいます。100歳時代をむかえ、高齢者は増え続けています。はたして子が支えられるのでしょうか。

遅まきながら国も子育て支援等の少子化対策を打ち出しています。しかし少子化は単なる経済問題ではなく、もっと奥深いところに根本的原因があるような気がします。相続人の数が減り相続は楽になりました。が、少子化は国の根幹を揺るがす大問題です。

有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子 538 番地メルベージュマルダ 1F

松原6丁目新築戸建

全3棟

A棟 14,800万円 B棟 13,000万円 C棟 12,800万円(成約済)



所在：世田谷区松原6丁目 土地権利：所有権
土地面積：71.11m²～75.5m² (21.51坪～22.83坪)

南向き・角地・ルーフバルコニー・LDK20帖超！
小田急線『梅ヶ丘』駅まで徒歩6分
京王井の頭線『東松原』駅まで徒歩7分

- ・【A棟】4LDK+S+ルーフバルコニー/南西角地
 - ・【B棟】3LDK+2S+ルーフバルコニー/南向き
 - ・【C棟】3LDK+S+小屋裏収納/南向き(成約済)
 - ・新築分譲(3LDK～4LDKの全3棟)
 - ・バルコニーからの眺めがよく解放的です
- 内見予約承ります。ご連絡お待ちしております！

※上記情報は本紙編集時点(2024/10/13)の情報であり、お問合せを頂いた時点で、成約済、価格変更や利回りの変更がある可能性があります。
※間取図と現地に差異がある場合は現況有姿となります。※取引態様：専任媒介

◆お問合せ：売買部 03-3323-0525 担当：白石